

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、香芝市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年十月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（デジタル撮影）

二 測量の地域 香芝市

三 測量の期間 令和六年十月二十四日から令和七年三月三十一日まで